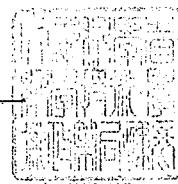


20科原安第52号
平成20年11月10日

許可届出使用者
表示付認証機器届出使用者
届出販売業者
届出賃貸業者
許可廃棄業者
殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課長 黒木 慎一



(印影印刷)

放射性同位元素の輸送物の表示に係る措置について（通知）

貴事業所におかれましては、日頃より放射線障害防止法関係法令に基づき安全管理に努められておられることと存じます。

既に報道等により御承知のこととは思いますが、平成20年9月27日に、放射性同位元素のL型輸送物が、運搬中に所在不明となる事案が発生しました。

これを受けて、万一、一般の方が放射性同位元素を含む輸送物を発見された場合等の安全を確保するため、放射性同位元素のみを専用積載にて運搬する場合を除き、輸送物に関しては、下記の措置を講じていただくようお願いいたします。

記

1. 放射性同位元素が入っていることがわかるように、輸送物の表面に、放射性同位元素が入っている輸送物であることを記載すること
2. 輸送物の表面には、以下の趣旨の注意書きを表示すること
 - ・発見した場合は、輸送物を絶対に開けないこと
 - ・発見した場合は、送り主へ連絡すること
3. 輸送物が開いた状態で発見されることを考慮して、以下の趣旨の注意書きを輸送物の中に同封すること
 - ・発見した場合は、内容物に絶対に触れないこと
 - ・発見した場合は、送り主へ連絡すること
4. 上記1.～3.の表示の文字の大きさは、誰もが読みやすいように配慮すること

以上

(本件問い合わせ先)

文部科学省科学技術・政策局
原子力安全課放射線規制室
電話(03) 6734-4044